

安田町住居確保応援奨励金

移住・定住を目的として、
安田町内で新築住宅の取得など住居の確保を
行った方に対して奨励金を交付します。



1 奨励金の交付の対象となる方

下記の対象世帯に当てはまる方で、
申請者及び同一世帯の方全員が5年以上定住する意思があること

【対象世帯】

- ・34歳以下の単身世帯
- ・若者夫婦世帯（申請時点で夫婦ともに39歳以下であること）
- ・子育て世帯（申請時点で18歳未満の子どもがいること）

2 奨励金交付額

1

住宅を新築又は
建売住宅を
購入して居住する場合

100 万円



2

中古住宅を取得して
居住する場合

50 万円



3

親世帯と同一の住宅に住所を
有し、リフォーム（2世帯化）して
居住する場合

100 万円



4

町外から町内の
民間賃貸住宅へ
引っ越しする場合

30 万円



3 加算項目

上記①・②・③については、以下に該当する場合、それぞれ **50** 万円 を加算します

- ・新婚世帯（婚姻後1年以内に限る）又は子育て世帯（18歳未満の者を扶養している世帯）
- ・町外からの移住者

交付要件

※奨励金の交付には、その他交付にあたっての条件があります。

必ず奨励金交付要綱を確認の上申請をお願いします。

① 住宅を新築又は建売住宅を購入して居住する場合

下記の全てに該当すること

- (1) 町内に新築住宅（登記簿上の年月日が令和7年4月1日以降のものに限る。）を建築又は建売住宅を購入し、交付申請日までに住宅の所在地に住民票を移していること。
- (2) 新築住宅又は建売住宅は申請者の名義（共有含む）であること。
- (3) 別荘、賃貸住宅又は既存住宅の増築によるものではないこと。
- (4) 建替え及び公共事業による移転ではないこと。
- (5) 新築住宅にあつては、登記簿上の建築年月日から1年以内に申請すること。建売住宅にあつては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の検査済証の発行年月日から1年以内に交付申請すること。

② 中古住宅を取得して居住する場合

下記の全てに該当すること

- (1) 町内にある中古住宅を取得し、交付申請日までに住宅の所在地に住民票を移していること。
- (2) 取得した住宅は申請者の名義（共有含む）であること。
- (3) 3親等以内の親族が所有する住宅の取得ではないこと。
- (4) 別荘、賃貸住宅又は既存住宅の増築によるものではないこと。
- (5) 買替え及び公共事業による移転ではないこと。
- (6) 住宅の売買契約締結日から1年以内に交付申請すること。

③ 親世帯と同一の住宅に住所を有し、リフォーム（2世帯化）して居住する場合

下記の全てに該当すること

- (1) 親世帯と同居するために、町外から転入した者。
- (2) 親世帯と同居するために住宅をリフォーム（2世帯化）し、交付申請日までに住宅の所在地に住民票を移し、親世帯と同居していること。
- (3) 居住しようとする住宅が申請者又はその配偶者もしくは同居しようとする親世帯の者の名義であること。
- (4) 別荘、賃貸住宅ではないこと。
- (5) 親世帯と同居する住宅をリフォーム後、当該住宅の住所に転入してから1年以内に交付申請すること。

④ 町外から町内の民間賃貸住宅へ引っ越しする場合

下記の全てに該当すること

- (1) 交付要綱制定日以降、町外から町内へ転入し、町内の民間賃貸住宅へ引っ越しを行った者
- (2) 安田町地方創生移住支援事業補助金の受給対象者でないこと。
- (3) 3親等以内の親族が所有する民間賃貸住宅への引っ越しでないこと。
- (4) 民間賃貸住宅の住所に転入した日から半年以内に交付申請すること。

問い合わせ先

安田町 地域創生課

〒781-6421 高知県安芸郡安田町大字安田1850番地

電話：0887-38-6713 FAX：0887-38-6723

E-mail：sousei@town.kochi-yasuda.lg.jp



申請書は役場HPからも
ご覧いただけます